

寄附金 太郎様

ケース3 住宅ローン控除

ふるさと上限額シミュレーション

令和8年8月1日

サンプルデータ

当年度のふるさと納税による寄附金上限額は次の通りです。詳細については「**最適寄附金額検討シミュレーション**」(5ページ)をご覧ください。

■ふるさと納税の寄附金上限額と残りの寄附可能額

	寄附金額	減税額			負担額
		所得税	住民税	合 計	
寄附金上限額(※)	65,000 円	0 円	53,919 円	53,919 円	11,081 円
今までに寄附した額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
差額(残りの寄附可能額)	65,000 円	0 円	53,919 円	53,919 円	11,081 円

※寄附金上限額は1,000円未満を切り捨てています。

■今までに寄附した額の内訳（ 令和8 年）

寄附先	所得税			住民税	
	所得控除	税額控除	合 計	市区町村	都道府県
				税額控除	税額控除
都道府県・市町村（ふるさと納税）	0	－	0	0	0
住所地の共同募金、日赤等	0	－	0	0	0
政党等	0	0	0	－	－
認定NPO法人等	0	0	0	0	0
公益社団法人等	0	0	0	0	0
国	0	－	0	－	－
その他	0	－	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

※住民税の特例控除はふるさと納税のみが対象です。

<寄附金の申告方法>

所得税		住民税	
		市区町村	都道府県
所得控除	税額控除	税額控除	税額控除
○	－	○	○
○	－	○(※)	○(※)
○	○	－	－
○	○	○(※)	○(※)
○	○	○(※)	○(※)
○	－	－	－
○	－	○(※)	○(※)

※都道府県、市区町村が条例で指定したものに限る。

令和8年の所得金額・所得控除額の予測

★今までに寄附した額の場合

区 分			所得税	住民税
所得金額等	総合課税	事業 営業等	3,000,000	3,000,000
		事業 農業	0	0
		不動産	0	0
		利子	0	0
		配当	0	0
		給与	0	0
		雑	公的年金等	0
			業務	0
			その他	0
		総合譲渡・一時	0	0
		合 計	3,000,000	3,000,000
	分離課税	短譲 一般分	0	0
		期渡 軽減分	0	0
		長期譲渡	一般分	0
			特定分	0
			軽減分	0
		一般株式等の譲渡	0	0
		上場株式等の譲渡	0	0
		上場株式等の配当等	0	0
		先物取引	0	0
		山林	0	0
		退職	0	0
		合 計（総所得金額等）	3,000,000	3,000,000

区 分		所得税	住民税
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	0	0
	小規模企業共済等掛金控除	0	0
	生命保険料控除	0	0
	地震保険料控除	0	0
	寡婦控除	0	0
	ひとり親控除	0	0
	勤労学生控除	0	0
	障害者控除	0	0
	配偶者控除	0	0
	配偶者特別控除	0	0
	扶養控除	0	0
	特定親族特別控除	0	0
	基礎控除	1,040,000	430,000
	小 計	1,040,000	430,000
	雑損控除	0	0
	医療費控除	0	0
	寄附金控除	0	—
	合 計	1,040,000	430,000

※寄附金控除は寄附金額から2,000円を控除した額となります。

令和8年の所得金額・所得控除額の予測

★上限額まで寄附した場合

区 分			所得税	住民税
所得金額等	総合課税	事業 営業等	3,000,000	3,000,000
		事業 農業	0	0
		不動産	0	0
		利子	0	0
		配当	0	0
		給与	0	0
		雑	公的年金等	0
			業務	0
			その他	0
		総合譲渡・一時	0	0
		合 計	3,000,000	3,000,000
	分離課税	短譲 一般分	0	0
		期渡 軽減分	0	0
		長期譲渡	一般分	0
			特定分	0
			軽減分	0
		一般株式等の譲渡	0	0
		上場株式等の譲渡	0	0
		上場株式等の配当等	0	0
		先物取引	0	0
		山林	0	0
		退職	0	0
		合 計（総所得金額等）	3,000,000	3,000,000

区 分		所得税	住民税
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	0	0
	小規模企業共済等掛金控除	0	0
	生命保険料控除	0	0
	地震保険料控除	0	0
	寡婦控除	0	0
	ひとり親控除	0	0
	勤労学生控除	0	0
	障害者控除	0	0
	配偶者控除	0	0
	配偶者特別控除	0	0
	扶養控除	0	0
	特定親族特別控除	0	0
	基礎控除	1,040,000	430,000
	小 計	1,040,000	430,000
	雑損控除	0	0
	医療費控除	0	0
	寄附金控除	63,000	—
	合 計	1,103,000	430,000

※寄附金控除は寄附金額から2,000円を控除した額となります。

令和8 年の課税所得金額・税額の予測

★今までに寄附した額の場合

項 目		課税所得金額		税 額			
		所得税	住民税	所得税	住民税		
					市区町村民税	都道府県民税	合 計
総合課税		1,960,000	2,570,000	98,500	154,200	102,800	257,000
短期譲渡		0	0	0	0	0	0
長期譲渡		0	0	0	0	0	0
一般・上場株式等の譲渡		0	0	0	0	0	0
上場株式の配当等		0	0	0	0	0	0
先物取引		0	0	0	0	0	0
山林		0	0	0	0	0	0
退職		0	0	0	0	0	0
合 計				98,500	154,200	102,800	257,000
税 額 控 除	調整控除 ①			—	1,500	1,000	2,500
	配当控除 ②			0	0	0	0
	住宅借入金等特別控除 ③			98,500	58,500	39,000	97,500
	政党等寄附金等特別控除 ④			0	—	—	—
	住宅耐震改修特別控除 ⑤			0	—	—	—
	上記①～⑤控除後の所得割額			0	94,200	62,800	157,000
	寄附金税額控除	下記以外		—	0	0	0
		ふるさと(※)		—	0	0	0
災害減免額				0	0	0	0
税 額	差引所得税額（所得割額） ★			0	94,200	62,800	157,000
	復興特別所得税額等			0	—	—	—
	合 計			0	94,200	62,800	157,000

※ふるさと納税に係る寄附金税額控除の計算過程は「所得税・住民税の軽減額の計算過程(4ページ)」にあります。

★税額控除は所得税額(所得割額)がゼロ(0)までしか控除できませんのでご注意ください。

令和8 年の課税所得金額・税額の予測

★上限額まで寄附した場合

項 目		課税所得金額		税 額			
		所得税	住民税	所得税	住民税		
					市区町村民税	都道府県民税	合 計
総合課税		1,897,000	2,570,000	94,850	154,200	102,800	257,000
短期譲渡		0	0	0	0	0	0
長期譲渡		0	0	0	0	0	0
一般・上場株式等の譲渡		0	0	0	0	0	0
上場株式の配当等		0	0	0	0	0	0
先物取引		0	0	0	0	0	0
山林		0	0	0	0	0	0
退職		0	0	0	0	0	0
合 計				94,850	154,200	102,800	257,000
税 額 控 除	調整控除 ①			—	1,500	1,000	2,500
	配当控除 ②			0	0	0	0
	住宅借入金等特別控除 ③			94,850	56,910	37,940	94,850
	政党等寄附金等特別控除 ④			0	—	—	—
	住宅耐震改修特別控除 ⑤			0	—	—	—
	上記①～⑤控除後の所得割額			0	95,790	63,860	159,650
	寄附金税額控除	下記以外		—	0	0	0
		ふるさと(※)		—	33,941	22,628	56,569
災害減免額				0	0	0	0
税 額	差引所得税額（所得割額） ★			0	61,849	41,232	103,081
	復興特別所得税額等			0	—	—	—
	合 計			0	61,849	41,232	103,081

※ふるさと納税に係る寄附金税額控除の計算過程は「所得税・住民税の軽減額の計算過程(4ページ)」にあります。

★税額控除は所得税額(所得割額)がゼロ(0)までしか控除できませんのでご注意ください。

★今までに寄附した額の場合

所得税・住民税の軽減額の計算過程

■所得税の軽減額

ふるさと納税をしなかった場合の税額	0
今までに寄附した額の税額	0
差額（所得税の軽減額）	0

■寄附金額と減税額の比較

寄附金額	0	←所得税+住民税
減税額	0	
差引：負担額	0	

■住民税の軽減額

項 目				市区町村民税	都道府県民税	合 計	備 考
合計(調整控除前所得割額)			①	154,200	102,800	257,000	3 ページの課税所得金額・税額の予測より
調整控除額			②	1,500	1,000	2,500	6 ページの調整控除額より
調整控除後所得割額			③	152,700	101,800	254,500	
寄 附 金 税 額 控 除 額	基 本 控 除 額	控除対象額	④	0	0	—	寄附金額(1 ページの合計欄)－2,000円
		控除限度額	⑤	900,000	900,000	—	2 ページの総所得金額等×30%(1 円未満切り上げ)
		④と⑤のいずれか小さい額	⑥	0	0	—	
		控除率	⑦	6%	4%	10%	
		控除額(⑥×⑦)	⑧	0	0	0	
	特 例 控 除 額	控除対象額	⑨	0	0	—	寄附金額(1 ページのふるさと納税欄)－2,000円
		特例控除割合	⑩	47.874%	31.916%	79.790%	7 ページの特例控除割合を参照
		⑨×⑩	⑪	0.00	0.00	0.00	小数点以下2 位まで計算表示する
		控除限度額	⑫	30,540	20,360	50,900	調整控除後所得割額(③)×20%
		⑪と⑫のいずれか小さい額	⑬	0	0	0	1 円未満切り上げ
合 計		⑭	0	0	0		

ふるさと納税以外の減税額	0	0	0
ふるさと納税だけの減税額	0	0	0
税額控除不能分（3 ページ参照）	0	0	0
他の税額控除額の増減による影響	0	0	0
ふるさと納税分の最終減税額	0	0	0

※ふるさと納税の減税額は左記のとおりですが、税額控除は所得税額(所得割額)がゼロ(0)までしか控除できないのでここでマイナスしています。

★上限額まで寄附した場合

所得税・住民税の軽減額の計算過程

■所得税の軽減額

ふるさと納税をしなかった場合の税額	0
上限額までふるさと納税をした場合の税額	0
差額（所得税の軽減額）	0

■寄附金額と減税額の比較

寄附金額	65,000	
減税額	53,919	←所得税+住民税
差引：負担額	11,081	

■住民税の軽減額

項 目			市区町村民税	都道府県民税	合 計	備 考
合計(調整控除前所得割額)			① 154,200	102,800	257,000	3 ページの課税所得金額・税額の予測より
調整控除額			② 1,500	1,000	2,500	6 ページの調整控除額より
調整控除後所得割額			③ 152,700	101,800	254,500	
寄 附 金 税 額 控 除 額	基 本 控 除 額	控除対象額	④ 63,000	63,000	—	寄附金額(1 ページの合計欄)－2,000円
		控除限度額	⑤ 900,000	900,000	—	2 ページの総所得金額等×30%(1 円未満切り上げ)
		④と⑤のいずれか小さい額	⑥ 63,000	63,000	—	
		控除率	⑦ 6%	4%	10%	
		控除額(⑥×⑦)	⑧ 3,780	2,520	6,300	
	特 例 控 除 額	控除対象額	⑨ 63,000	63,000	—	寄附金額(1 ページのふるさと納税欄)－2,000円
		特例控除割合	⑩ 47.874%	31.916%	79.790%	7 ページの特例控除割合を参照
		⑨×⑩	⑪ 30,160.62	20,107.08	50,267.70	小数点以下2 位まで計算表示する
		控除限度額	⑫ 30,540	20,360	50,900	調整控除後所得割額(③)×20%
		⑪と⑫のいずれか小さい額	⑬ 30,161	20,108	50,269	1 円未満切り上げ
	合 計		⑭ 33,941	22,628	56,569	

ふるさと納税以外の減税額	0	0	0
ふるさと納税だけの減税額	33,941	22,628	56,569
税額控除不能分（3 ページ参照）	0	0	0
他の税額控除額の増減による影響	△1,590	△1,060	△2,650
ふるさと納税分の最終減税額	32,351	21,568	53,919

※ふるさと納税の減税額は左記のとおりですが、税額控除は所得税額(所得割額)がゼロ(0)までしか控除できないのでここでマイナスしています。

最適寄附金額検討シミュレーション

■ 2 万円ごとの区分

区分	寄附金額	減税額	差 引	返戻品額	実質負担額
	①	②	①－②＝③	①×25%＝④	③－④
1	445,000	73,550	371,450	111,250	260,200
2	425,000	72,550	352,450	106,250	246,200
3	405,000	71,550	333,450	101,250	232,200
4	385,000	70,550	314,450	96,250	218,200
5	365,000	69,550	295,450	91,250	204,200
6	345,000	68,550	276,450	86,250	190,200
7	325,000	67,550	257,450	81,250	176,200
8	305,000	66,550	238,450	76,250	162,200
9	285,000	65,550	219,450	71,250	148,200
10	265,000	64,550	200,450	66,250	134,200
11	245,000	63,550	181,450	61,250	120,200
12	225,000	62,550	162,450	56,250	106,200
13	205,000	61,550	143,450	51,250	92,200
14	185,000	60,550	124,450	46,250	78,200
15	165,000	59,550	105,450	41,250	64,200
16	145,000	58,550	86,450	36,250	50,200
17	125,000	57,550	67,450	31,250	36,200
18	105,000	56,550	48,450	26,250	22,200
19	85,000	55,550	29,450	21,250	8,200
20	65,000	53,919	11,081	16,250	-5,169
21	45,000	36,960	8,040	11,250	-3,210
22	25,000	20,003	4,997	6,250	-1,253
23	5,000	2,695	2,305	1,250	1,055
24	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0

■ 1 万円ごとの区分

区分	寄附金額	減税額	差 引	返戻品額	実質負担額
	①	②	①－②＝③	①×25%＝④	③－④
1	255,000	64,050	190,950	63,750	127,200
2	245,000	63,550	181,450	61,250	120,200
3	235,000	63,050	171,950	58,750	113,200
4	225,000	62,550	162,450	56,250	106,200
5	215,000	62,050	152,950	53,750	99,200
6	205,000	61,550	143,450	51,250	92,200
7	195,000	61,050	133,950	48,750	85,200
8	185,000	60,550	124,450	46,250	78,200
9	175,000	60,050	114,950	43,750	71,200
10	165,000	59,550	105,450	41,250	64,200
11	155,000	59,050	95,950	38,750	57,200
12	145,000	58,550	86,450	36,250	50,200
13	135,000	58,050	76,950	33,750	43,200
14	125,000	57,550	67,450	31,250	36,200
15	115,000	57,050	57,950	28,750	29,200
16	105,000	56,550	48,450	26,250	22,200
17	95,000	56,050	38,950	23,750	15,200
18	85,000	55,550	29,450	21,250	8,200
19	75,000	55,050	19,950	18,750	1,200
20	65,000	53,919	11,081	16,250	-5,169
21	55,000	45,440	9,560	13,750	-4,190
22	45,000	36,960	8,040	11,250	-3,210
23	35,000	28,482	6,518	8,750	-2,232
24	25,000	20,003	4,997	6,250	-1,253
25	15,000	11,524	3,476	3,750	-274
26	5,000	2,695	2,305	1,250	1,055
27	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0

※返戻品の上限は寄附金の30%とされていますが、実際の平均は25%程度とされていますので、ここでは25%で計算しております。

※この表は実質負担額がマイナスである限り、損をすることはないことを示しています。

調整控除額

■調整控除額を創設した趣旨

平成19年度より税源移譲のため所得税の最低税率を10%から5%に引き下げる一方、個人住民税の所得割の税率を5%から10%に引き上げることとしました。

ところが所得税と個人住民税では配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があり、同じ収入でも個人住民税の課税所得金額が大きくなります。

そこで個人住民税の課税所得金額を所得税のそれに合わせるため調整することとしました。これを調整控除額といい、住民税の課税明細書では税額控除欄に調整控除として計算・表示されています。

■調整控除額の計算

①個人住民税の合計課税所得金額(★)が200万円以下の場合

a 基礎控除5万円＋人的控除額の差の合計額	…
b 合計課税所得金額	…
c いずれか小さい金額×税率(2%＋3%)	…

②個人住民税の合計課税所得金額(★)が200万円超の場合

a (基礎控除＋人的控除額の差の合計額)	…	-520,000
－(合計課税所得金額－200万円)		
b 基礎控除	…	50,000
c いずれか大きい金額×税率(2%＋3%)	…	2,500

★合計課税所得金額とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額（総合課税分）および課税山林所得金額で、分離課税の課税所得金額は含みません。

★合計課税所得金額が2,500万円超の場合は調整控除額はゼロ(0)です。

控除の種類			令和8年
障害者控除	一般の障害者		1万円
	特別障害者		10万円
	同居特別障害者		22万円
寡婦控除			1万円
ひとり親控除	父		1万円
	母		5万円
勤労学生控除			1万円
配偶者控除	本人の合計所得金額		
	一般	900万円以下	5万円
		900万円超950万円以下	4万円
		950万円超1,000万円以下	2万円
	老人	900万円以下	10万円
		900万円超950万円以下	6万円
		950万円超1,000万円以下	3万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族		5万円
	特定扶養親族		18万円
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	10万円
		同居老親等	13万円
合 計			0万円

基礎控除	本人の合計所得金額		
	2,500万円以下		5万円 ○
	2,500万円超		0万円

※これらは調整控除における人的控除額の差であり、実際の控除差とは異なります。

特例控除割合

★特例控除加算に使用する特例控除割合は次のそれぞれの場合に応じ、それぞれに定める控除割合を用います。

※所得税は所得控除なので所得税の適用税率が高いと同じ寄附金であっても減税額が多くなります。そこで住民税の特例控除額を計算するに当たって適用される特例控除割合を小さくしています。所得税と住民税の減税額の合計は変わりません。

(ア) 課税総所得金額がある場合で

課税総所得金額－人的控除差調整額 ≥ 0 であるとき

次の区分に応じ、それぞれの特例控除割合を適用して計算します。

住民税の課税総所得金額 －人的控除差調整額	所得 税率	90%－ 所得税率	復興税考慮後 の所得税率	特例控除 割合
1,950,000円以下	5%	85%	5.105%	84.895%
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	80%	10.210%	79.790%
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	70%	20.420%	69.580%
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	67%	23.483%	66.517%
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	57%	33.693%	56.307%
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	50%	40.840%	49.160%
40,000,000円超	45%	45%	45.945%	44.055%

※ ここでいう課税総所得金額には分離課税の所得は含まれません。総合課税の所得だけで判定します。

※ 分離課税所得金額があってもこの控除割合を使用します。

※ 人的控除差調整額は人的控除額の差の合計額(6ページ参照)に(所得税の基礎控除額－48万円)を加算して求めます(令和8年より)。

※ ふるさと納税をしようと考えている方で課税総所得金額がマイナスという方は少ないので、ほとんどのケースでこの控除割合が使用されます。

(イ) 課税総所得金額がある場合で、課税総所得金額－人的控除差調整額 < 0 、かつ課税山林所得金額と課税退職所得金額がないとき

特例控除割合

90%

★分離課税所得金額があれば(エ)の控除割合を用います。

(ウ) 課税総所得金額がある場合で、課税総所得金額－人的控除差調整額 < 0

であるとき、または課税総所得金額がない場合で、課税山林所得金額または課税退職所得金額があるとき

★分離課税所得金額があれば(エ)の控除割合を用います。

- 1.課税山林所得があるとき
課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、(ア)の表の区分に応じた割合
 - 2.課税退職所得があるとき
課税退職所得金額について、(ア)の表の区分に応じた割合
- ※両方ある場合はいずれか低い方
※退職所得について住民税ではほとんどが現年分離課税されるため、このシステムでは考慮していません。下記(エ)も同様です。

(エ) 上記 (イ)、(ウ) に該当する場合または課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額がない場合で、分離課税所得金額があるとき

区 分	所得税率	90%－ 所得税率	復興税考慮後 の所得税率	特例控除 割合
分離短期譲渡所得	30%	60%	30.630%	59.370%
分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得、先物取引に係る雑所得等	15%	75%	15.315%	74.685%
課税山林所得金額	課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、(ア)の表の区分に応じた割合			
課税退職所得金額	課税退職所得金額について、(ア)の表の区分に応じた割合			

※2以上に該当する場合は一番低い割合